

～本当に怖い！！負債相続～

私(刈田太蔵)は、父親が亡くなり、父親の財産をすべて相続しました。財産の内容はアパートの土地建物 1.5 億円と金融資産 1 千万円、銀行からの借入金 9 千万円です。法定相続人は私(長男)と姉と妹です。姉と妹は、「何も相続しない」ということで、分割協議書に押印をもらいました。この時に注意すべきことがあれば教えてください。

A 解説①：債務に関する注意点

ご質問の場合、借入金 9 千万円の取扱いについて注意しておく必要があります。

本来、相続分の割合は

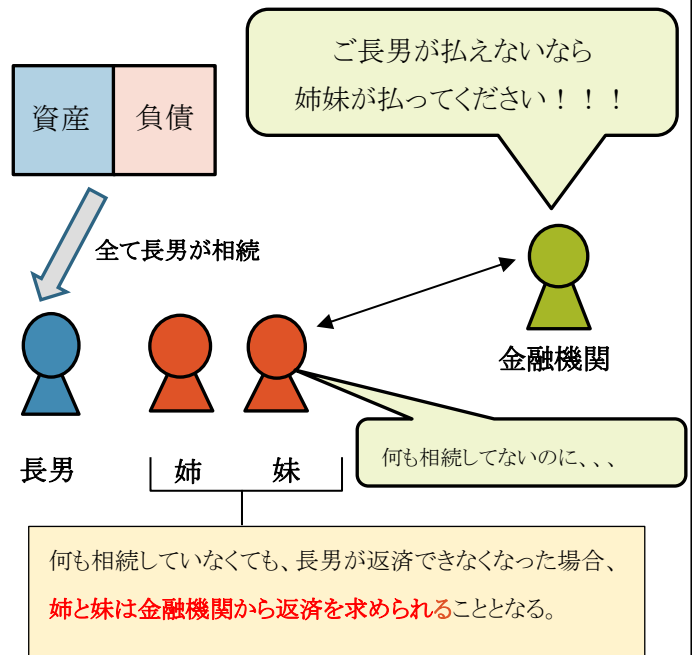
- ① 遺言による相続分の指定
- ② 遺産分割協議
- ③ ①②がない場合は民法で定められた割合によって、定められています。

刈田さんの場合は、遺産分割協議書ですべての財産は長男である刈田さんご本人が相続するため、プラス財産とマイナス財産をすべて長男の刈田さんが相続することとなります。

ただし、、債務については、仮に相続人において分割協議で定めたとしても、相続人の間では有効ですが、債権者には対抗できないということに十分な注意が必要です。

つまり、姉と妹は、金融機関(債権者)に対する借金を承継しているということです。

仮に、数年後、刈田さんの収入が途切れ、借金の返済が困難になった場合、金融機関は、法定相続人である姉と妹に対して各人の法定相続分 3,000 万円ずつの返済を求めます。

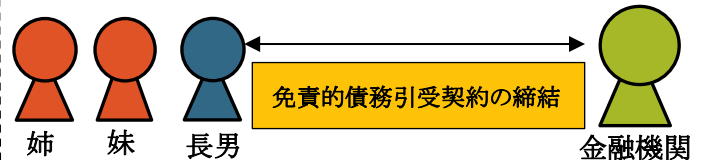


解説②：対策

上記のように相続時において金融機関に対して債務がある場合に行うべき手続きは一つ。

相続手続きにおいて、刈田さんは金融機関に対して、「免責的債務引受」の手続きを忘れず行ってください。

「免責的債務引受」の手続きにより、債務者は刈田さん一人となり、姉と妹は当初債務の負担を免責されます。(金融機関の同意又は合意が必要です。)



- まとめ
- ・負債を相続していなくても、金融機関からは法定相続分の返済を求められる。
 - ・相続人は免責的債務引受契約の手続きを行うこと。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

解説動画公開中

